

監査公表第5号（令和6年4月5日、県公報第485号掲載）

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（令和5年度）

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年10月3日～令和6年2月1日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり ・県民 生活部	アジア文化交流センター	令和5年10月3日～10月4日
	女性相談所	令和5年11月9日～11月10日
	消費生活センター	令和5年11月10日
保健 医療 介護 部	筑紫保健福祉環境事務所	令和5年10月31日～11月2日、令和6年1月26日
	粕屋保健福祉事務所	令和5年10月11日～10月13日
	糸島保健福祉事務所	令和5年11月21日～11月22日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和5年10月31日～11月2日、令和6年1月16日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和5年11月7日～11月9日、令和6年1月30日
	田川保健福祉事務所	令和5年11月14日～11月17日、令和6年1月19日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和5年10月5日～10月6日、令和6年1月17日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和5年10月19日～10月20日、令和6年2月1日
	京築保健福祉環境事務所	令和5年10月24日～10月26日

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和5年10月11日～10月12日、令和6年1月19日
	精神保健福祉センター	令和5年10月27日
	食肉衛生検査所	令和5年11月24日
福祉 労働 部	福岡児童相談所	令和5年10月17日～10月18日、令和6年1月17日
	久留米児童相談所	令和5年11月7日～11月8日、令和6年1月31日
	田川児童相談所	令和5年11月16日～11月17日
	大牟田児童相談所	令和5年10月19日～10月20日
	宗像児童相談所	令和5年11月14日～11月15日
	京築児童相談所	令和5年10月24日～10月25日
	福岡学園	令和5年11月21日～11月22日、令和6年1月25日
	障がい者更生相談所	令和5年11月10日
	こども療育センター新光園	令和5年11月21日～11月22日
	福岡労働者支援事務所	令和5年10月27日
	北九州労働者支援事務所	令和5年11月24日
	筑後労働者支援事務所	令和5年11月24日
	筑豊労働者支援事務所	令和5年11月24日
	福岡高等技術専門学校	令和5年10月5日～10月6日
	戸畑高等技術専門学校	令和5年10月17日～10月18日
	小竹高等技術専門学校	令和5年10月26日～10月27日
	久留米高等技術専門学校	令和5年10月17日～10月18日
	大牟田高等技術専門学校	令和5年10月3日～10月4日
	田川高等技術専門学校	令和5年10月5日～10月6日
	小倉高等技術専門学校	令和5年10月19日～10月20日
福岡障害者職業能力開発校	令和5年10月3日～10月4日	

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	収入	1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、消費税及び地方消費税並びに大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	収入	4	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
		1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。
		1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。
		1	受託業務の前払金について、前払請求時に調定すべきところ、調定が遅延していた。
	支出	1	生活保護費のうち、令和5年6月分の医療移送費について、通院日数の訂正（4日から3日へ）により認定を変更した際、過払額（1日分）を差し引くべきところ、誤って3日分の医療移送費を生活保護電算システムに再度入力し、支給過大となっていた。
福祉労働部	収入	2	児童措置弁償金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
		1	職員等食費納付金に係る調定について、金銭会計システムに二重に入力し、取消しの入力を行っていなかった。 なお、令和3年度にも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。
	支出	1	一般廃棄物収集運搬請負契約において、運搬に係る費用の支出科目を通信運搬費（11節01）とすべきところ、その他役務費（11節03）としていた。
計			12件